

よくある質問（追加QAその3）

平成29年9月4日追加分

番号	項目	Q	A
1	対象事業	補助金交付申請等マニュアル別表-6では、開口部の大きさが0.2㎡以上の場合にのみ単価が設定されているが、これに満たない大きさの開口部は補助対象にならないのか。	仕様基準により評価基準に適合することを確認する場合、別表-6にある通り、0.2㎡以上1.6㎡未満の大きさの開口部を小サイズとして補助対象とし、これに満たないものは補助対象外です。 外皮平均熱貫流率・平均日射熱取得率、一次エネルギー消費量のいずれか又は両方の計算により評価基準等に適合することを確認する場合、0.2㎡に満たない開口部も小サイズとして補助対象とすることができます（小サイズの単価を適用します）。また、この扱いはガラス交換、内窓設置、既存サッシ交換に共通して適用します。
2	対象事業	増築部分の工事は補助対象にならないのか。	原則として増築部分については、住宅全体の性能に係る工事であっても補助対象になりません。ただし、「仮に増築しなかったとしても実施していたであろう工事分」に限り増築部分の工事を補助対象とします。 （例①）耐震改修 増築しない仮定で耐震診断を行った結果、耐震性の基準を満たすために必要な補強工事分については、補助対象とする。 例えば、増築しない状態で耐震補強の内容を検討し、筋かい5本を追加する必要があるとすれば、増築部分を含めて筋かい5本分まで補助対象とする。 増築をしない仮定で行う耐震補強の水準（lw値等）は、実際に計画をする住宅全体の耐震性の水準と同水準とする。 （例②）外壁の断熱改修 既築部と増築部の境界部分にあり、増築により撤去される外壁等、仮に増築しなかった場合に断熱改修していたであろう部分については、その面積分に限り増築部分を補助対象とする。 例えば、撤去される外壁が20㎡であり、当該外壁が無断熱だった場合、増築部分については20㎡分に限り断熱材の設置費用を補助対象とする。 （例③）開口部の断熱改修 既築部と増築部の境界部分にあり、増築により撤去される外壁に設置されている開口部等、仮に増築しなかった場合に断熱改修していたであろう部分については、その数の分に限り増築部分を補助対象とする。 なお、単価積上方式の場合は、リフォーム前の開口部の大きさ以下の単価を用いる。例えば、リフォーム前に「中」が2箇所設置されており、増築部分に「大」を1箇所と「小」を2箇所設置した場合、「中」1箇所、「小」1箇所が補助対象となる。当然、リフォーム前から断熱性能が向上しているか確認する必要がある。
3	対象事業	省エネルギー対策について、開口部の数を増やす場合は、補助対象となるか。	住宅全体で外皮平均熱貫流率または一次エネルギー消費量の計算を行って、性能が向上することを確認できる場合は、特定性能向上工事として補助対象とします。 また、仕様基準（改修タイプを含む）による場合は、増設する開口部を含め、リフォーム後の開口部比率に応じた基準を満たす開口部に改修する場合に、特定性能向上工事とします。当然、既存の開口部については、リフォーム前から性能が向上している場合に限り特定性能向上工事とします。 （例）戸建住宅（5～7地域）で仕様基準による場合 開口部の増設により、リフォーム後に（は）になる場合、リフォーム後の開口部が（は）の基準（U値が4.07以下など）を満たす場合に特定性能向上工事となる。

番号	項目	Q	A
4	対象事業	補助率方式で、複数箇所のトイレ交換（節水型トイレへの交換）があった場合、何れか1箇所が補助対象になるが、任意の箇所を補助対象として良いか。	最も安価なものを補助対象とします。